

# 稲城市フォトギャラリー利用規約

平成 25 年 10 月 1 日

総務部秘書広報課

## 1 趣旨

稲城市フォトギャラリー（以下「フォトギャラリー」という。）は、本市の魅力を市内外に広く PR するため、市内の風景や四季折々の自然、観光名所、伝統行事など、市民等が撮影した写真を募集し、投稿していただいた写真（以下「投稿写真」という。）を市ホームページ上に掲載するものです。

## 2 投稿者について

市内在住・在勤・在学を問わず、どなたでも投稿いただけます。

## 3 投稿写真について

次に該当する写真は投稿できません。また、投稿があった場合についても、掲載を行いません。

- (1) 稲城市外で撮影されたもの
- (2) 投稿者以外の者が撮影したもの
- (3) 既に公開や発表を行っているもの、第三者に権利の許諾を行っているもの、投稿者に著作権がないもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (6) 営利を目的とする意図を持つもの又は持つおそれのあるもの
- (7) 宗教の普及活動の意図を持つもの又は持つおそれのあるもの
- (8) 被写体の許諾を得ていない等被写体の肖像権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 被写体の個人情報特定されるおそれのあるもの
- (10) 集合写真、記念写真など人物を主体としたものや合成などの特殊加工をしたものなど、フォトギャラリーの趣旨に合致しないもの
- (11) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと市長が判断したもの

### 3 著作権等について

- (1) 投稿写真の著作権は投稿者（撮影者）に帰属しますが、複製、印刷、展示、広報紙・ホームページ・刊行物への掲載等、投稿写真を無償で使用する権利を市は保有するものとします。
- (2) 投稿写真を使用するに当たり、見やすさ等を優先した加工、変更等を行うことがあります。
- (3) 被写体に係る肖像権等について、第三者の許諾等が必要となる場合には、投稿者の責任において、当該許諾等を得るものとします。
- (4) 投稿写真について、著作権侵害、肖像権侵害等に係る紛争等が生じた場合には、投稿者自身の責任において当該紛争等を解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 投稿後、フォトギャラリーに掲載された写真については、個人的な利用に限り、閲覧者が自由にダウンロードし、また、利用することができるものとします。ただし、閲覧者が第三者に販売及び配布すること又は営利目的等で利用することは、著作権を侵害する行為とみなし、禁止するものとします。

### 4 その他

- (1) 掲載画像の選定は、秘書広報課が行ないます
- (2) 写真の投稿中（データ送信中）の事故、データ破損等について、市は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 前号に掲げるもののほか、フォトギャラリーの利用により生じるいかなる損害についても、市は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 投稿者への掲載・不掲載のご連絡はいたしません。また、掲載・不掲載のお問い合わせには回答しかねますので、予めご了承ください。
- (5) 投稿いただいた写真は返却いたしません。また、謝礼などはありません。
- (6) 投稿において、取得した投稿者の個人情報、ご本人との連絡以外には使用しません。投稿者の個人情報をその他の目的に使用したり、第三者に開示・提供をいたしません